

別紙 1

埼玉県地域クラブ活動の整備・充実に係る方針

令和5年7月

埼玉県教育委員会

1 基本理念

「学校と地域で育む子供たちの未来」

2 目的

地域クラブ活動の整備・充実を図ることにより、生徒に多様な活動機会を提供する

<基本的な方向性>

- ・ 地域クラブ活動を段階的に整備・充実することにより、中学校部活動や習い事に加えて、生徒が多様なスポーツ・文化芸術活動を自ら選択できる環境を提供する
 - ・ まずは、休日は地域クラブ活動を基本とし、平日は学習指導要領の趣旨を踏まえ、中学校部活動を継続する
- ※ただし、市町村が平日の学校部活動を地域クラブ活動へ移行することは妨げない
- ・ 地域住民も対象とした、地域スポーツ・文化芸術活動振興の契機とする

3 体制移行期間

(1) 活動環境整備期間

令和5年度から令和7年度までを「活動環境整備期間」とし、各市町村が国の補助金等を活用して休日の地域クラブ活動の実証事業を行い、活動環境の整備を進める

(2) 活動環境定着期間

令和8年度から令和10年度までを「活動環境定着期間」とし、各市町村が地域の実態に応じて、休日の地域クラブ活動を段階的に拡大し、定着を図る

※ただし、令和8年度以降の国の動向によっては、必要に応じた見直しを検討する

別紙 2

令和5年度 県の支援策・取組等

○ 埼玉県地域クラブ活動推進協議会（以下「協議会」という。）の設置・開催

令和5年4月に設置した協議会において、地域クラブ活動の整備に向けた課題の整理、各市町村の取組に対する県の支援策等について検討する。

また、「埼玉県地域クラブ活動の整備・充実に係る指針」（以下「指針」という。）の策定に向けた協議を行う。

○ 実証事業等の支援と県内への情報発信

県内6市及びスポーツクラブやスポーツチーム等が実施する国の実証事業に対し、市町村・団体間の連絡調整及び助言等を行う。

また、市町村担当者や関係者を対象とした実証事業等に関する報告会を開催し、課題や成果を共有する。

併せて、シンポジウムの開催、リーフレットやホームページを活用した情報発信等により、広く県民の地域クラブ活動に関する理解を促進する。

○ 運営団体、実施主体、人材の育成・確保

関連機関との連携を進め、人材の掘り起こしのための説明会や講習会、人材育成プログラムの開発や人材バンクの整備等の支援策を実施し、運営団体、実施主体、人材の育成・確保に取り組む。